

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部調整課(06-6615-6675)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特殊な車両の通行許可(車両制限令)に違反する事業者への措置命令
概要	道路を通行する車両の幅、長さ等の車両諸元の最高限度を超える車両は、道路を通行させてはならないとされています。道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、無許可での走行や許可した通行条件に違反しての走行が認められた場合、警告・措置命令や是正指導を行い、是正指導応じない場合又は是正指導後に改善状況が確認されない場合は、違法通行者の氏名又は名称、事務所の位置、是正指導を行った年月日、是正指導の内容、違反内容、主な違反条項を公表、許可の取り消し、告発を行う。
根拠法令等 及び条項	道路法第47条の14
処分基準	車両制限令に準じるもの。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	